資料4

計画段階評価の実施について

平成３０年　６月１３日

国土交通省 東北地方整備局

国土交通省所管公共事業の計画段階評価の実施について

計画段階評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省の独自の取組みとして、計画段階評価を直轄事業等において実施

〇地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を実施

〇事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証

北上川水系河川整備計画の変更における計画段階評価の実施プロセス

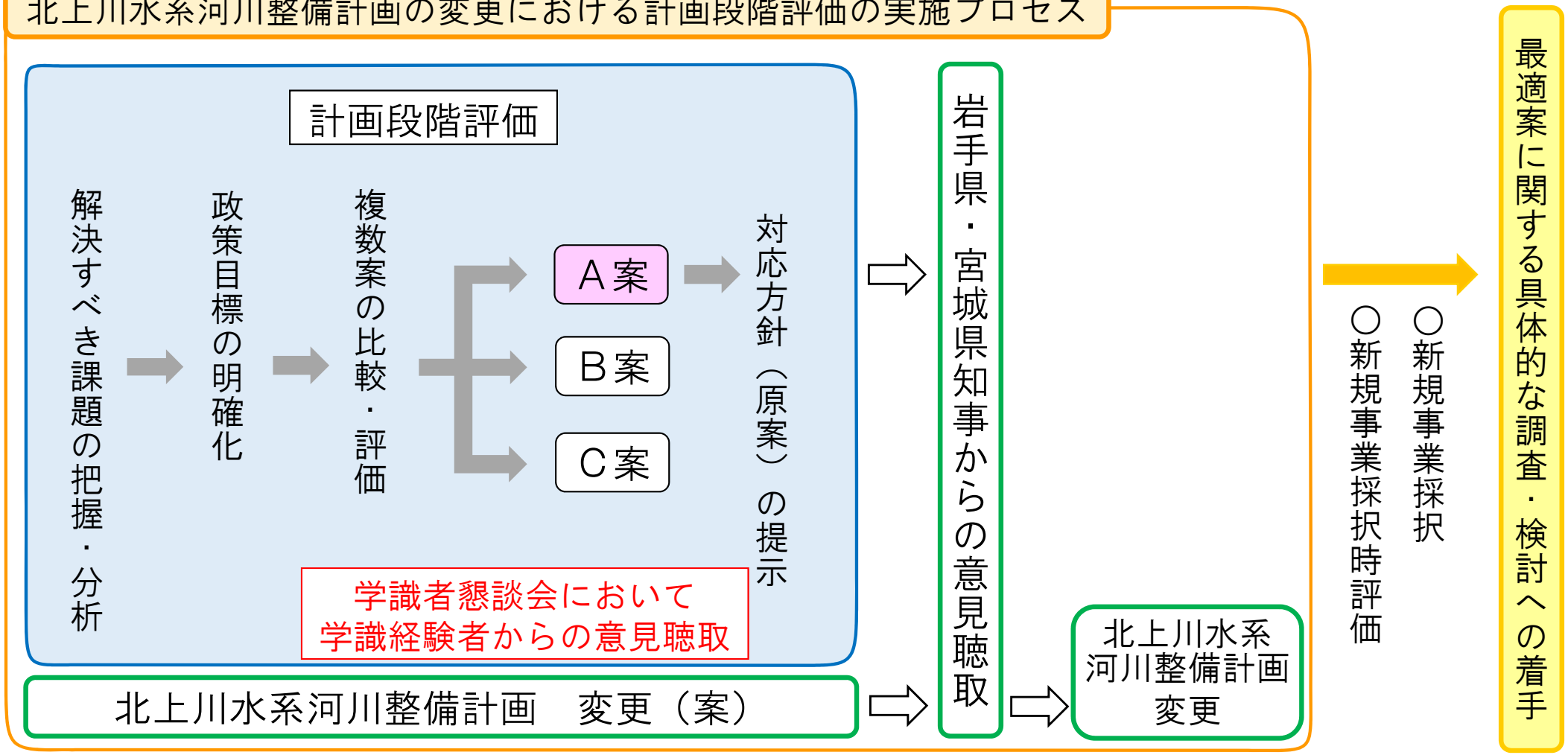

事業費を予算化するプロセス

計画段階評価：新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。

新規事業採択時評価：新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。

＜事業費を予算化するプロセス（公共事業（直轄事業等））＞

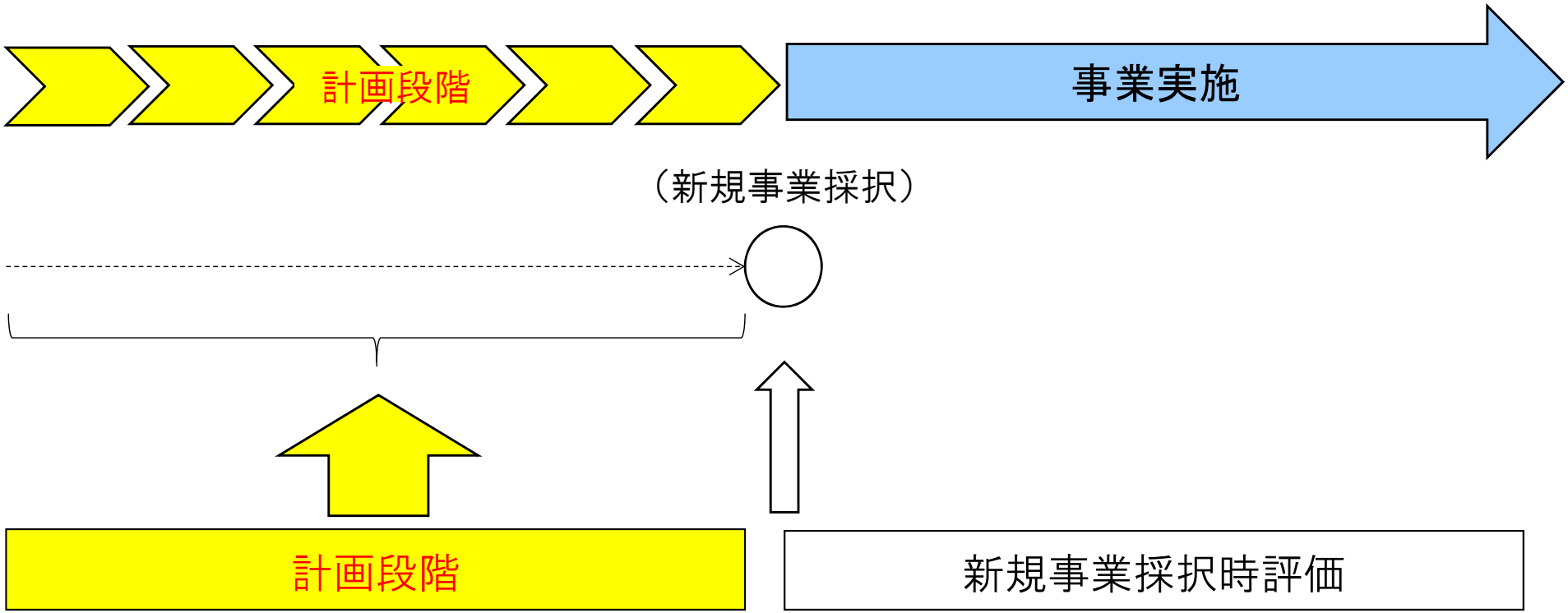

国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領

第１　目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価の前段階において、計画段階評価（以下「評価」という。）を実施する。評価については、地域の課題や達成すべき目標、地域の意見等を踏まえ、複数案の比較・評価を行うとともに、事業の必要性及び事業内容の妥当性を検証するものである。

第２　評価の対象とする事業の範囲

対象とする事業は、国土交通省が所管する以下の種類の公共事業として実施が見込まれる事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、別表に掲げる事業とする。

(1)　直轄事業

(2)　独立行政法人等施行事業（特殊法人又はこれに準ずる法人が行う事業をいう。ただし、補助事業を除く。）

第３　評価の対象とする事業及び実施時期

１　評価の対象とする事業

評価の対象とする事業は、以下の事業とする。

(1) 別表に掲げる採択される前の事業であって、評価を実施していない事業

(2) 評価後、社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により評価の実施の必要が生じた事業（評価の実施の必要が生じているかどうかの判断は、評価の実施主体が行うものとする。）

(3) 評価後（ただし、評価後に都市計画又は環境影響評価の手続きを行った事業については、その手続きが完了した後）、５年を経過した後も採択されていない事業

２　評価の実施時期

評価の実施時期は、別表に掲げる評価の実施時期とする。ただし、第２に規定する事業のうち、災害や事故の発生、兆候又はおそれにより緊急の実施を要すると認められる事業を行う場合は、新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

第４　評価の実施手続、結果等の公表及び関係資料の保存

１　評価の実施手続

(1)　評価の実施主体は、本省又は地方支分部局とし、所管部局（国土交通省の各事業を所管する本省内部部局をいう。以下同じ。）が事業種別に応じて定める。

(2)　評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めると

ころにより行うものとする。

①　評価の実施主体が本省の場合

本省又は地方支分部局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成する。地方支分部局は、評価を受けるために必要な資料を本省に提出する。評価の実施主体は、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、事業の内容についての対応方針（以下「対応方針」という。）（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。

本省は、地方支分部局と協議しつつ、評価に係る資料に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

②　評価の実施主体が地方支分部局の場合

地方支分部局は、評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を作成し、関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、対応方針（原案）を作成し、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴き、対応方針（案）を決定するとともに、対応方針（案）の決定理由等を添えて本省に提出する。

本省は、評価の実施主体と協議しつつ、対応方針（案）に検討を加え、当該事業の対応方針を決定する。

(3)　河川事業、ダム事業については、当該事業の複数案の比較・評価を行い、学識経験者等から構成される委員会等及び都道府県の意見聴取を経て、河川整備計画の策定等を行う場合には、評価の手続きが行われたものとすることができる。

(4)　港湾整備事業については、当該事業の複数案の比較・評価を行い、学識経験者等から構成される委員会等の意見聴取を経て、港湾計画の策定等を行う場合には、評価の手続きが行われたものとすることができる。

２　評価結果の公表

所管部局は、評価結果及び対応方針等を、対応方針の決定理由、結論に至った経緯、評価の根拠等とともに、評価を実施した後速やかに公表することとし、大臣官房は、実施済みの評価結果及び対応方針等を、毎年１月末にとりまとめて公表する。

３　関係資料の保存

(1)　所管部局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後１０年まで、評価結果及び対応方針等に関する資料を保存するものとする。

(2)　所管部局又は地方支分部局は、完了後の事後評価終了の日に係る特定日以後１０年まで、評価の基礎となった関係資料を保存するものとする。

第５　評価の手法

１　評価手法の策定

(1)　所管部局は、事業種別ごとに評価の手法を策定する（ただし、評価の手法が

既に定められている場合には、この限りではない。）。なお、事業種別ごとの評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第５の１に定める評価手法研究委員会をいう。）に意見を聴くものとする。

(2)　所管部局は、策定した事業種別ごとの評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第６に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した評価手法を公表するものとする。

(3)　評価手法の改善については、第５の１(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。

２　評価手法の改善

所管部局は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じて事業種別ごとに評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

３　評価の視点

評価を行う際の視点は以下のとおりとする。

① 事業目的となる解決すべき課題・背景を把握し、その原因を分析する。

② 達成すべき政策目標を明確化する。

③ 政策目標に応じて必要な評価項目を設定し、事業内容の妥当性等について、複数案を提示した上で、具体的データやコスト等により比較、評価を行う。

第６　その他

１　沖縄における事業の取扱

内閣府に予算が一括計上される事業については、内閣府と十分調整を図るものとする。

２　事業種別ごとの実施要領の細目

所管部局は、本要領に基づき、事業種別ごとの評価についての実施要領の細目を定め、検討委員会に報告するものとする。

第７　施行

１　本要領は、平成３０年３月３０日から施行する。

２　本要領の施行に伴い、「国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領（平成２４年１２月１４日策定）」は廃止する。

第８　経過措置

平成２５年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する直轄事業等のうち、評価の対象とする事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

また、本要領の施行時点で、既に都市計画や環境影響評価の手続きに着手若しくは完了している事業、または公共事業の構想段階における計画策定プロセスガイドライン（以下「計画策定プロセスガイドライン」という。）等に基づき、第５の３に定める評価の視点について既に審議が行われた事業については、評価を新規事業採択時評価とあわせて実施することができるものとする。

さらに、本要領の施行時点で、計画策定プロセスガイドライン等に基づき、第５の３に定める評価の視点について学識経験者等から構成される委員会等への意見聴取及び都道府県・政令市等への意見聴取（以下「委員会等及び都道府県等への意見聴取」という。）が行われた事業については、当該事業の対応方針の決定をもって、委員会等及び都道府県等への意見聴取の一部が行われた事業については、その完了及び当該事業の対応方針の決定をもって、評価が行われたものと位置付けることができるものとする 。

（別　表）

所管部局	評価 の対象とする事業	評価の実施時期
水管理・国土保全局	河川事業、ダム事業、砂防事業及び地すべり対策事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
水管理・国土保全局 港湾局	海岸事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
道路局	新設・改築事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
航空局	空港整備事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで
都市局	都市公園等事業	新規事業採択時評価の手続きの着手前まで